

**令和7年度半導体産学官ネットワーク構築・強化事業
(半導体関連産業の集積に向けた参入促進) 委託業務
企画提案指示書**

1 委託する業務名

令和7年度半導体産学官ネットワーク構築・強化事業(半導体関連産業の集積に向けた参入促進) 委託業務

2 業務の目的

北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンで目指す半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向けて、道内企業の参入促進を通じて、半導体関連産業の集積を図る。

3 委託業務の内容

業務を実施する事業者は、上記の目的を達成するため、次の内容に沿った提案を行うこと。

※詳細な業務内容については、当該委託業務の締結後、北海道と協議の上決定すること。

(1) 受発注マッチング支援

道内企業の半導体関連産業への参入促進を図るため、半導体関連企業と道内企業との受発注マッチングを支援すること。

ア 対象分野

エンジニアリング関連分野(設備・メンテナンス等)を中心とした半導体関連産業全般とし、道内企業の参入意向調査を行った上で、対象分野の絞り込みを行う。

イ 情報収集

半導体関連企業や道内企業との面談等を通じて、受発注ニーズの情報収集を行う(面談件数は、250件程度を目安とする。なお、面談には、道の職員が同席する場合がある。)。情報収集に当たっては、道内外の自治体や支援機関等と連携するほか、道が別途開催する「半導体関連産業参入促進セミナー」をはじめ、他の機関が実施する関連事業に参加する。

ウ 支援方法

上記イによる情報収集の結果を踏まえ、マッチングを支援する。

なお、支援例は以下のとおりである。

(支援例)

- ・道内企業を対象に、半導体関連産業への参入に向けて必要な基本情報等を提供する。
- ・受発注ニーズに対応可能な道内外の企業を調査し、マッチングの場を設ける。

エ 実施期間

令和8年2月中旬頃まで

(2) コーディネーターの配置

上記(1)の業務を行うコーディネーターを配置すること。

ア 役割

半導体関連企業の発注ニーズと道内企業の受注ニーズをマッチングさせる主体となる。

イ 名称

「半導体受発注コーディネーター」とし、対外的に道の委託事業のコーディネーターであることが分かるよう、下記の例を参考に名刺等に記載する。

(例：半導体受発注コーディネーター (北海道委託事業))

ウ 人数

4名以上

エ 対象者

以下のいずれかに該当する者とする。

- ・半導体関連企業やものづくり企業、支援機関等での勤務経験があるなど、半導体関連業務に関する知見を有する者。
- ・道内外の半導体関連企業やものづくり企業に関する知見やネットワークを有する者。

(3) 連携会議の開催

道と受託者、コーディネーターによる連携会議を定期的で開催し、上記(1)に係る業務の進捗状況を報告・共有するとともに、マッチングに向けた効果的な支援方法などを検討すること(月1～2回程度の開催を目安とする。)

(4) 参入事例の紹介

更なる参入促進に向けて、道内企業を対象に参入事例を広く紹介すること。

(5) その他上記(1)から(4)に付随する業務

(6) 報告書の作成

受託者は本事業の成果について、令和8年(2026年)2月27日(金)までに報告書を作成し、紙媒体(2部)及び電子媒体(1部)で提出すること。

4 留意事項

(1) 道経済部次世代半導体戦略室が実施する令和7年度半導体産学官ネットワーク構築・強化事業(地域における産学官連携)委託業務をはじめ各事業と連携して実施すること。

(2) 再委託の禁止

ア 次のような場合は、再委託を認めない。

- ① 委託業務をそのまま全部再委託する場合
- ② 委託業務の主要な部分を再委託する場合
- ③ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

イ 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであつて、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託をさせようとする第三者の称号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく受託者は変更の届出を提出するものとする。

- ① 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- ② 再委託することに合理的な理由があるとき。
- ③ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

ウ 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（再委託をする相手方の称号または名称及び住所、業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

(3) その他

その他の具体的内容については、別途、道及び受託者が協議の上、決定するほか、採択された提案内容は、契約締結時に協議の上、修正・変更が加えられる場合がある。また、業務の実施に当たっては、道と十分に協議しながら実施すること。

5 委託期間

契約締結日より令和8年（2026年）2月27日（金）

6 公募型プロポーザルへの参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 単体法人は道内に事務所又は事業所を有すること。また、コンソーシアムの場合は道内に事務所又は事業所を有する構成員を含むこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の指名競争入札参加者指名停止事務要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 道税を滞納している者でないこと。道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。

オ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

カ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

キ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実施的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

ケ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

コ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

7 委託事務事業費

委託料 13,060千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※本業務は、令和7年度の国の交付金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額を変更する場合がある。なお、交付額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

8 手続等について

(1) 担当部局

北海道経済部産業振興局次世代半導体戦略室(担当：高道、川合、坂根)

[連絡先]

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)

電話 011-206-9093 (ダイヤルイン) FAX 011-232-1105

電子メールアドレス semiconductor.hokkaido@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の日から令和7年(2025年)4月7日(月)まで

(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 交付場所 (1)の場所で交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年(2025年)4月7日(月)午後5時必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る)

エ 提出部数 1部

オ 作成方法 令和7年度半導体産学官ネットワーク構築・強化事業(半導体関連産業の集積に向けた参入促進)委託業務参加表明書作成要領による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年(2025年)4月21日(月)午後5時必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る)

エ 提出部数 9部

※表紙及び文中に提案者名を記入したもの：1部

表紙及び文中に提案者名を記入しないもの：8部

提案者名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップ等で留めること。

オ 作成方法 令和7年度半導体産学官ネットワーク構築・強化事業(半導体関連産業の集積に向けた参入促進)委託業務企画提案書作成要領による。

(5) その他

提出された書類等については返却しない。

9 審査基準

審査は、次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 企画提案事業者の実施体制・業務遂行能力

- ア 業務を遂行するに当たり、実施体制が整っているか。
- イ これまでの事業実績等から本業務を着実に実行することが期待できるか。

(2) 企画提案の内容

- ア 道内企業の参入意向調査は、参入ニーズ・分野等を的確に把握できる内容となっているか。
- イ 情報収集の方法は、企業の受発注ニーズを幅広く把握できる内容となっているか。また、関係機関等や関連事業と連携する計画となっているか。
- ウ 支援方法は、道内企業の半導体関連産業への参入につながる効果的な内容となっているか。
- エ コーディネーターは、受発注ニーズのマッチングに必要な知見や経験等を有する者の配置を予定しているか。
- オ 道と受託者、コーディネーターによる連携会議は、効果的な事業実施が可能な計画となっているか。
- カ 参入事例の紹介方法は、広く道内企業に周知できる内容となっているか。

(3) 業務遂行手法の妥当性

- ア 事業全体のスケジュールは妥当か。
- イ 効率的・効果的な事業執行や透明性が確保される内容であるか。

(4) 道施策との整合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にあたる「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
- ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。
- エ 北海道の「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録を受けているか。

10 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合、ヒアリングの前に委員による書類選考を行う。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により通知する。
- (4) 参加表明者が企画提案書を提案期日までに提出しない場合又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

11 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

12 契約についての留意点等

(1) 契約書・仕様書等の作成

選定された事業の内容・規模等については、選定された企業・団体等と担当課等の中で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積もりを徴する随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 委託事業により生じた特許権等の知的財産権

原則として委託元である道に帰属する。

(3) 関係書類の整備

委託事業に係る次の関係帳簿類を整備し、業務完了年度の翌年度から起算して5年間は保存するものとする。

- ア 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類
- イ 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿類
- ウ 本事業への従事内容が分かる書類（業務日報等）

(4) 守秘義務

- ア 受託者及びその職員は、本業務において知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。
- イ 業務の執行に当たり、企業が開示した情報であっても、他の機関へ申し送るなど外部へ情報提供の際には、当該企業の了解を得なければならない。
- ウ 受託者は、受発注企業の状況など、個別情報に関する一切の書類は厳重に管理するものとする。

13 委託業務遂行に当たっての留意点

本事業は、道の監査対象事業となっていることから、本事業の進捗状況等によっては、報告を求める場合がある。